

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月4日  
照会部署名 大田年金事務所厚生年金適用調査課  
照会担当者 (課長) 箕輪 裕二  
連絡先 [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 箕輪裕二

(案件)

(受付番号) No. 2010-133	報酬および賞与の範囲について
------------------------	----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<報酬および賞与の範囲について>

以下の事例の場合、健康保険法3条5項及び厚生年金法3条に規定する「報酬」もしくは健康保険法3条6項及び厚生年金法3条に規定する「賞与」に含まれますか。

- ① 会社が社員の個人的な旅行費用について一定限度額まで負担する。
- ② 負担の方法は会社が旅行会社に直接旅行費用を支払う。
- ③ 社員の給与（明細）には上記会社負担額は含まれない。

(回答)

給与規定等に定めがなく、下記の条件に該当しないものであれば、報酬、賞与としない。
① 労働者が自己の労働を提供し、その対象として受けるものであること。 ② 常時または定期に受け、労働者の通常の生計に充てられるものであるもの。

回答日 平成22年3月30日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 田畠 奈津子  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

[REDACTED] 主管担当部署の長の確認 山上  
(軽微なものについてはグループ長)